

食安輸発1214第1号
平成22年12月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

フィリピン産魚介類等の取扱いについて

標記については、平成20年7月28日付け事務連絡により、フィリピン中部シブヤン島沖で発生した船舶の転覆事故により、当該船舶に積載されていた農薬エンドスルファンが漏出し、海域汚染が生じている可能性があるとの情報に基づき、船舶沈没地点の半径5km以内の範囲で採取された魚介類については安全性が確認されるまで輸入しないように輸入者を指導しているところです。

今般フィリピン政府より、当該船舶から全てのエンドスルファンを回収し、魚介類の安全性が確認された旨の報告がなされたことから、当該取扱を解除することとし、平成20年7月28日付け事務連絡は廃止します。